

愛媛県知事 中村時広 殿

公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理事長 安川 正 貴

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

## ○申請者に関する情報

大学等の名称	愛媛県立医療技術大学
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	<input checked="" type="checkbox"/> 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
大学等の所在地	愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543
学長又は校長の氏名	学長 安川 正貴
設置者の名称	公立大学法人愛媛県立医療技術大学
設置者の主たる事務所の所在地	愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543
設置者の代表者の氏名	理事長 安川 正貴
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://www.epu.ac.jp/index.html">https://www.epu.ac.jp/index.html</a>

※ 以下のいずれかのにレ点 () を付けて下さい。 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべてのにレ点 () を付けて下さい。 この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知していません。 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。 この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるととも、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務局 中尾修治	089-958-2111	nakao-syuuji@epu.ac.jp
第2号の1	事務局 中尾修治	089-958-2111	nakao-syuuji@epu.ac.jp
第2号の2	事務局 中尾修治	089-958-2111	nakao-syuuji@epu.ac.jp
第2号の3	事務局 中尾修治	089-958-2111	nakao-syuuji@epu.ac.jp
第2号の4	事務局 中尾修治	089-958-2111	nakao-syuuji@epu.ac.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第 1 号関係（添付書類）

確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

学部名	学科名
保健科学部	看護学科
	臨床検査学科

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	愛媛県立医療技術大学
設置者名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			共通教育科目	専門基礎科目	専門科目	合計		
保健科学部	看護学科			24	72	96	13	
	臨床検査学科			23	45	68	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPに「実務経験のある教員による授業科目一覧」を掲載。 看護学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-syllabus.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-syllabus.html</a> 臨床検査学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/syllabus.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/syllabus.html</a>
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	愛媛県立医療技術大学
設置者名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPに「役員名簿」を掲載。  
<https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/file/8a5b0edb56c68f34bab31f82c563a747.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(非常勤) 堀内孝彦	地方独立行政法人福岡市立病院機構 副理事長 福岡市民病院院長	R4.4.1 ～R6.3.31	教育研究
(非常勤) 土居英雄	愛媛経済同友会幹事	R4.4.1 ～R6.3.31	経営
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	愛媛県立医療技術大学
設置者名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>															
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業計画(シラバス)作成ガイドライン 「電子シラバス原稿作成について」及び「見本」を各教員に提示して、シラバスを作成している。シラバスには、各授業科目について、「授業目的」「到達目標」「成績評価の方法及び基準」「授業時間外の学習」「関連科目」等の詳細を記載。</li> </ul> <p>(授業計画書の公表方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『令和5年度シラバス』として、学生に説明するとともに、HPに掲載。 看護学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-syllabus.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-syllabus.html</a> 臨床検査学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/syllabus.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/syllabus.html</a></li> </ul>															
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>															
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位認定の考え方 「愛媛県立医療技術大学学則」 (単位の授与) 第27条 授業科目を履修した者は、試験その他の学修の評価により、所定の単位を与えるものとする。 2 学修の評価の方法及び基準は、教授会の議を経て学長が定める。</li> </ul> <p>「愛媛県立医療技術大学授業科目履修規程」 (学修の評価の方法及び基準)</p> <p>第8条 学則第27条第2項の規定による学修の評価の方法は、試験の成績及び平常の成績等を総合して行う。 2 学則同条同項の規定による学修の評価の基準は、別表3のとおりとし、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。</p> <p>別表3 (第8条第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th colspan="2">学修の評価の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秀</td> <td>90点以上100点まで</td> <td rowspan="4">合格</td> </tr> <tr> <td>優</td> <td>80点以上90点未満</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>70点以上80点未満</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>60点以上70点未満</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>60点未満</td> <td>不合格</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各授業科目の成績評価については、各シラバスの「成績評価方法」欄に成績評価の方法を詳細に記載している。</li> </ul>	評語	学修の評価の基準		秀	90点以上100点まで	合格	優	80点以上90点未満	良	70点以上80点未満	可	60点以上70点未満	不可	60点未満	不合格
評語	学修の評価の基準														
秀	90点以上100点まで	合格													
優	80点以上90点未満														
良	70点以上80点未満														
可	60点以上70点未満														
不可	60点未満	不合格													

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ・「G P Aの計算方法等に関する申合せ事項」で計算方法等を規定。
- ・「学生生活の手引き」で公表・周知している。

5 G P Aについて

(1) G P A (Grande Point Average) とは

各科目の成績から算出された学生の成績評価値です。本学では、成績評価法としてG P Aを導入しています。

(2) G P Aの利用

卒業時に授与される成績優秀者の該当者選考等は、G P Aを基にして行われます。また、海外の大学に留学する際、留学希望先の大学からG P Aの提出を求められることがあります。

(3) G P Aの計算方法

G P Aの算出は、下記の計算式によります。ただし、再履修の場合は、不合格時のG P A及び単位数を計算式に残し、再履修合格時のG P A及び単位数をそれぞれ計算式の分子子に加えます。

【計算式】

(「秀」修得単位数×4 + 「優」修得単位数×3 + 「良」取得単位数×2 + 「可」修得単位数×1 + 不合格科目単位数×0) ÷履修登録単位数

(4) 注意事項

- ① G P Aの対象となる授業科目は、5段階評価によって単位認定された科目であり、かつ卒業要件に算入される科目です。したがって、自由科目及び本学入学前に修得した単位認定科目は除外されます。
- ② 履修登録期間終了後に履修をとりやめた場合は、不合格科目として計算式に算入されます。

- ・令和5年度在学生の成績分布状況【別紙】

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

・「学生生活の手引き」で公表している。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- ・卒業の認定及び学位の授与に関する方針等  
「愛媛県立医療技術大学学則」

(卒業)

第 37 条 学長は第 15 条の規定による修業すべき年数以上在学し、別表に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第 38 条 学長は、卒業した者に対し、次の各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める学士の学位を授与する。

- (1) 看護学科 学士 (看護学)
- (2) 臨床検査学科 学士 (保健衛生学)

※学位の授与に関する事項は「愛媛県立医療技術大学学位規程」に規定。

(卒業の認定に関する方針の公表方法)

- ・ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)をHPで公開。

大 学

[https://www.epu.ac.jp/academics/health\\_science/policy.html](https://www.epu.ac.jp/academics/health_science/policy.html)

看護学科

<https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html>

臨床検査学科

[https://www.epu.ac.jp/academics/clinical\\_inspection/policy.html](https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html)



様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	愛媛県立医療技術大学
設置者名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html</a>
財産目録	公開の義務なし
事業報告書	<a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html</a>
監事による監査報告(書)	<a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html</a>

2. 事業計画 (任意記載事項)

単年度計画 (名称: 年度計画、対象年度: 令和5年度)
公表方法: HP <a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html</a>
中長期計画 (名称: 第3期中期計画、対象年度: 令和4年度~令和9年度)
公表方法: HP <a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html</a>

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: HP <a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/ninsyouhyouka.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/ninsyouhyouka.html</a>
---

(2) 認証評価の結果 (任意記載事項)

公表方法: HP <a href="https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/ninsyouhyouka.html">https://www.epu.ac.jp/about/johokokai/ninsyouhyouka.html</a>
---

### (3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

#### ①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 保健科学部
教育研究上の目的（公表方法：HP） <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/health_science/kyoiku-rinen.html">https://www.epu.ac.jp/academics/health_science/kyoiku-rinen.html</a>
（概要） 保健科学部では「生命の尊重を基本理念とし、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、保健及び医療に関する高度の専門的な知識と技術をもって、あらゆる人々の健康と福祉の増進に寄与することができる実践者を育成する」ことを教育理念とし、「豊かな感性」「実践能力」「協調・協働」「自己教育力」「柔軟な思考」を有する人材を育成することを教育目標としている。 また、保健科学部の教育目標を踏まえ、看護学科及び臨床検査学科それぞれで育成すべき人材等具体的な教育目標を設定している。
卒業の認定に関する方針（公表方法：HP） 看護学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html</a> 臨床検査学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html</a>
（概要） 修業すべき年数以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得していること。さらに、各学科の教育目標に照らし、専門職にふさわしい能力、技術を修得できていることを卒業認定の要件としている。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：HP） <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/health_science/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/health_science/policy.html</a> 看護学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html</a> 臨床検査学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html</a>
（概要） 「共通教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の 3 群で組み立て、入学後早期に基礎科目と並行して専門科目を学び、学年進行に従って基礎から応用へと専門性を深めることができるような科目配置にしている。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：HP） <a href="https://www.epu.ac.jp/about/outline/policy.html">https://www.epu.ac.jp/about/outline/policy.html</a> 看護学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html</a> 臨床検査学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html</a>
（概要） 本学の設置理念や教育目的に賛同し、地域の保健医療に貢献しようとする人材を受け入れるとして、受入れにあたっては、入学志願者の能力および適性等を多面的に判定し、多様な選抜試験を公正かつ妥当な方法で実施することとしている。 また、本学の求める学生像及び各学科が求める学生像を掲げている。

#### ②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：HP（保健科学部の紹介） <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/index.html">https://www.epu.ac.jp/academics/index.html</a>
--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
看護学科	—	11人	7人	9人	13人	人	40人
臨床検査学科	—	7人	3人	0人	5人	人	15人
保健科学部（計）	—	18人	10人	9人	18人	人	55人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		83人					83人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：HP <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-kyoin-list.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-kyoin-list.html</a> <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/rinshou-kyoin-list.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/rinshou-kyoin-list.html</a>					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内FD委員会の設置、FD研修会の実施</li> <li>・学科別セミナー・学習会の実施、授業アンケートの実施</li> <li>・四国地区大学教職員能力開発ネットワークへの参加、研修プログラムの受講等</li> </ul>							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学科名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
看護学科	75人	75人	100.0%	300人	300人	100.0%	人	人
臨床検査学科	25人	25人	100.0%	100人	104人	104.0%	人	人
合計	100人	100人	100.0%	400人	404人	101.0%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学科名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
看護学科	73人 (100%)	10人 (13.7%)	63人 (86.3%)	0人 (0%)
臨床検査学科	25人 (100%)	5人 (20.0%)	18人 (72.0%)	2人 (8.0%)
合計	98人 (100%)	15人 (15.3%)	81人 (82.7%)	2人 (2.0%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) 医療機関、検査機関、行政、試験研究機関等				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
合計	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学科の授業科目のシラバス一覧 看護学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-syllabus.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/kango-syllabus.html</a> 臨床検査学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/syllabus.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/syllabus.html</a></li> <li>『令和5年度シラバス』として、学生に説明するとともに、HPに掲載。</li> </ul>
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位の認定の方針について 「愛媛県立医療技術大学学則」及び「愛媛県立医療技術大学授業科目履修規程」で規定。「学生生活の手引き」で公表・周知。各授業科目の成績評価方法は、シラバスに記載。</li> <li>ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針) 看護学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/nurse/policy.html</a> 臨床検査学科 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html">https://www.epu.ac.jp/academics/clinical_inspection/policy.html</a></li> <li>GPAの算定について 「GPAの計算方法等に関する申合せ事項」で規定し、「学生生活の手引き」で公表・周知。</li> </ul>				
学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
保健科学部	看護学科	124 単位	有	49 単位
	臨床検査学科	133/130 単位	有	49 単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<p>公表方法：HP 教育・研究施設紹介 <a href="https://www.epu.ac.jp/academics/health_science/kyouiku-kenkyuusisetusyokai.html">https://www.epu.ac.jp/academics/health_science/kyouiku-kenkyuusisetusyokai.html</a> 学生支援 <a href="https://www.epu.ac.jp/campus/shien/index.html">https://www.epu.ac.jp/campus/shien/index.html</a></p>
---

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
保健科学部	535,800 円	県内在住者 282,000 円 県外在住者 423,000 円		
入学金・諸費用 <a href="https://www.epu.ac.jp/admission/info/jugyouryou.html">https://www.epu.ac.jp/admission/info/jugyouryou.html</a>				

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
授業料の減免、奨学金制度等 <a href="https://www.epu.ac.jp/admission/info/jugyouryou.html">https://www.epu.ac.jp/admission/info/jugyouryou.html</a>
b. 進路選択に係る支援に関する取組
就職支援 <a href="https://www.epu.ac.jp/career/student/index.html">https://www.epu.ac.jp/career/student/index.html</a>
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
学生支援 <a href="https://www.epu.ac.jp/campus/shien/index.html">https://www.epu.ac.jp/campus/shien/index.html</a>

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

愛媛県立医療技術大学 HP <a href="https://www.epu.ac.jp/index.html">https://www.epu.ac.jp/index.html</a>
---

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	愛媛県立医療技術大学
設置者名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		45人	45人	47人
内 訳	第Ⅰ区分	19人	18人	
	第Ⅱ区分	20人	17人	
	第Ⅲ区分	6人	10人	
家計急変による支援対象者（年間）				3人
合計（年間）				50人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人



(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。